

旭川地方検察庁行政文書管理規則の一部改正について（概要）

1 改正の趣旨

旭川地方検察庁執務規程の一部が改正され、支部長（検事）が配置されることに伴い、旭川地方検察庁行政文書管理規則（平成23年旭地訓第4号検事正訓令）について、所要の改正（秘密文書の指定者の変更）を行うもの。

2 改正の内容

秘密文書の指定者について、支部長が置かれている支部においては支部長、支部長が置かれていない支部においては、副検事とすること等の改正を行うもの。

※極秘文書の指定者（検事正）については変更なし。

3 今後のスケジュール

施行：平成28年4月1日

旭川地方検察庁行政文書管理規則改正案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</p> <p>第31条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 秘密文書の指定は、極秘文書については検事正が、秘文書については次の各号に掲げる者（以下これらの指定をする者を「指定者」という。）が期間（極秘文書については5年を超えない範囲内の期間とする。第3項において同じ。）を定めてそれぞれ行うものとし、その指定は必要最小限にとどめるものとする。</p> <p>(1) 本庁（併置された区検察庁を含む。）においては、次席検事、ただし、事務局の所管事務は、事務局長</p> <p>(2) 支部においては、<u>支部長、支部長の置かれていない支部においては</u>、その支部に併置された区検察庁の庁務を掌理する副検事</p> <p>(3) 管内区検察庁においては、庁務を掌理する<u>検事又は</u>副検事</p>	<p>(特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</p> <p>第31条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 秘密文書の指定は、極秘文書については検事正が、秘文書については次の各号に掲げる者（以下これらの指定をする者を「指定者」という。）が期間（極秘文書については5年を超えない範囲内の期間とする。第3項において同じ。）を定めてそれぞれ行うものとし、その指定は必要最小限にとどめるものとする。</p> <p>(1) 本庁（併置された区検察庁を含む。）においては、次席検事、ただし、事務局の所管事務は、事務局長</p> <p>(2) 支部においては、その支部に併置された区検察庁の庁務を掌理する副検事</p> <p>(3) 管内区検察庁においては、庁務を掌理する副検事</p>